

深浦町委託型地域おこし協力隊事業受託事業者募集要項

深浦町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年8月28日告示第73号）に基づき、深浦町が実施する地域おこし協力隊事業を効果的かつ効率的に運営するため、協力隊事業の委託を受けようとする者（以下「受託事業者」という。）の募集を次のとおり行う。

1 受託事業者の数

令和6年度に募集する受託事業者は1事業者とする。

2 業務の内容

- (1) 隊員の活動計画の策定に関する業務
- (2) 隊員の活動の調整・指導及び支援に関する業務
- (3) 隊員の活動実績の取りまとめ、広報及び情報発信に関する業務
- (4) 隊員に対する研修や日々の生活、定住のための支援に関する業務
- (5) その他、協力隊事業の円滑な運営に関する業務

3 受託事業者の要件

募集する受託事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 林業を主な事業とする町内に事業所を有する法人又は任意の団体であること。（個人は不可）
- (2) 隊員の活動支援ができる組織体制が整っていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれの規定にも該当しないこと。

4 隊員の数

令和6年度に委嘱する隊員は1人とし、深浦町が隊員として委嘱したのち、隊員と受託事業者との間で雇用契約を締結することとする。（最長3年間）

5 受託事業者での隊員の主な業務

- (1) 森林経営計画の作成など事務全般
- (2) 間伐や木材搬出など林業の実践作業
- (3) 林業振興や森林保全に関する業務
- (4) 地域おこし協力隊としての活動にかかる情報発信
- (5) その他、林業振興や地域の活性化に向けて町が必要と認める活動

6 委託期間

委託期間は、町と委託業務契約を締結した日の属する年度末までとし、隊員の任期に応じて更新することができるものとする。

7 委託対象経費

委託費の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、委託契約の締結前にかかる経費は対

象としない。

- (1) 隊員の人件費等に係る経費
- (2) 隊員の地域おこし協力隊としての活動にかかる経費
- (3) 隊員の育成に関する経費
- (4) 隊員の住居確保に関する経費
- (5) その他、町長が必要と認める経費

8 委託対象となる経費の限度額

委託の対象となる経費の限度額は、委託期間において、隊員1人あたり報償費等320万円（消費税及び地方消費税を含む）及び活動費200万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、委託期間が1年に満たない場合は、委託月数に応じた額とする。

9 会計処理等

委託費の会計処理については、次によるものとする。

- (1) 当該委託費の出入金が明確になるよう、独立した口座を開設すること。
- (2) 専用の帳簿を設け、費用区分に従い整理すること。
- (3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書を保存すること。
- (4) 類似の他の補助事業を重複して実施する場合には、補助対象の範囲を区分けし、二重補助とされないよう経費を仕分けること。
- (5) 委託料は概算払いできるものとする。その場合は業務終了後、委託費を確定して精算するものとする。
- (6) 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

10 申請方法

次に掲げる書類を、深浦町農林水産課まで期限までに持参にて提出すること。

- (1) 深浦町委託型地域おこし協力隊事業企画提案書
- (2) 登記事項証明書または団体規約等の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類

11 申請期限

令和6年6月7日（金）

12 受託事業者の選定結果について

受託事業者の選定結果は、深浦町委託型地域おこし協力隊事業受託事業者選定結果通知書により、通知するものとする。

13 問合せ先

深浦町農林水産課 林業振興係（電話74-4411）